



「家族の未来」大切な相談がここにあります



## 相続手続きでお悩みのお客さまへ

突然に発生する相続…  
悲しみの中にもご遺族のご心情にかかわらず  
相続手続きは進めていかなければならないものです。

具体的には…  
「相続人確定のための戸籍謄本等の取得」  
「各金融機関への残高証明書の発行依頼」  
「遺産分割協議や不動産などの名義変更」  
「相続税の納付」

ご遺族の方々は、慣れない手続きを行わなければいけません。

あしぎんの〈遺産整理業務〉は  
手続きに「ご不安」「不慣れ」「ご多忙」と感じられている方などのために、  
お手伝いをさせていただきます。  
お気軽にご相談ください。

下記の場合、引受けかねる場合がありますのでご注意ください。

- 相続人間で「紛争」が起きている場合
- 相続人で、意思能力がない方等で、代理人を申し立てる必要がある場合
- 業務の過程で、当行が業務遂行が困難であると判断した場合
- 相続人全員のご協力が得られない場合など

〈あしぎん〉では  
このような方に  
遺産整理業務  
をおすすめします

チェック!



どこから手をつけていいか、わからない

チェック!



仕事が忙しくて時間がとれない

チェック!



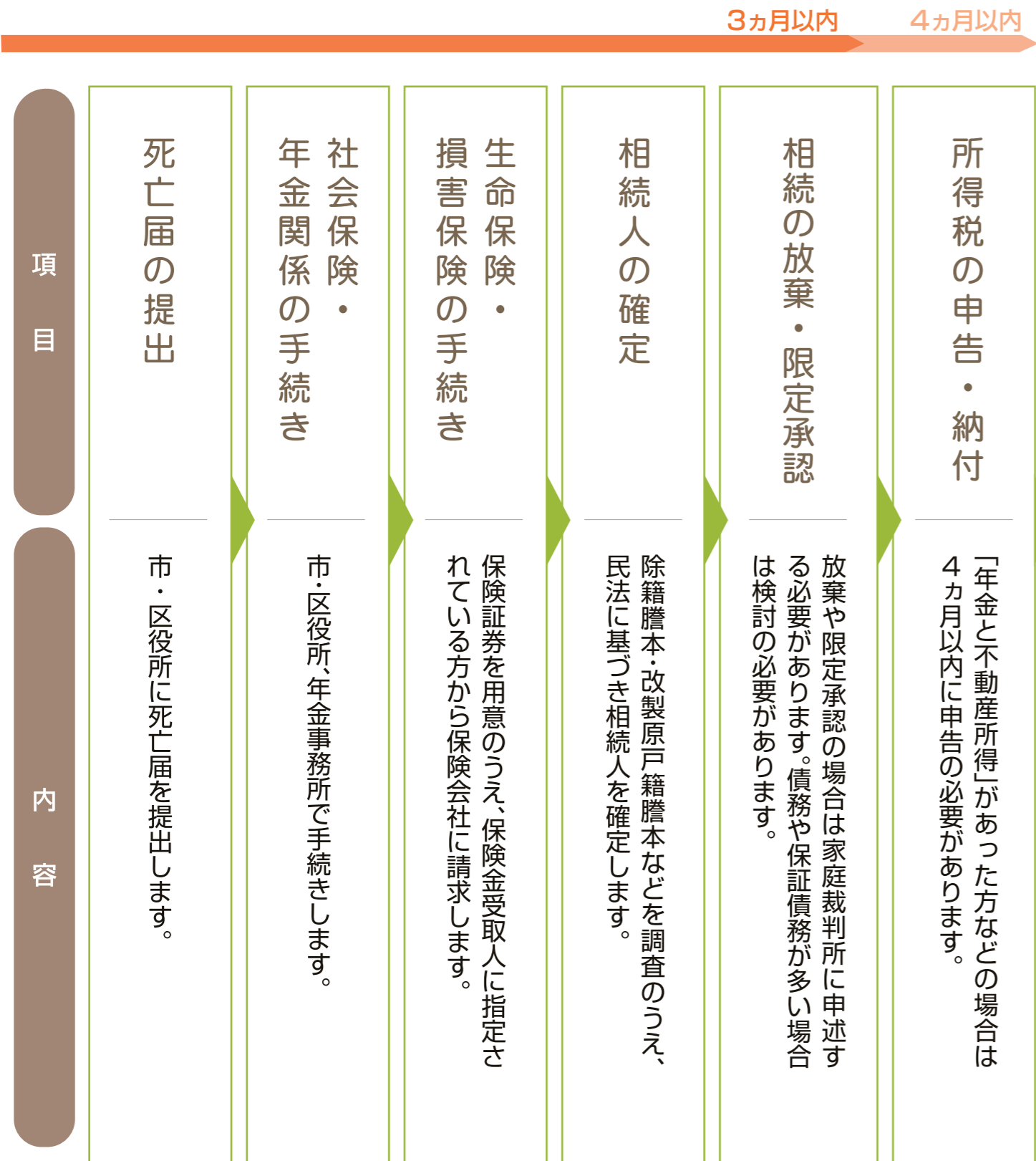
みんな遠くに住んでいる

チェック!

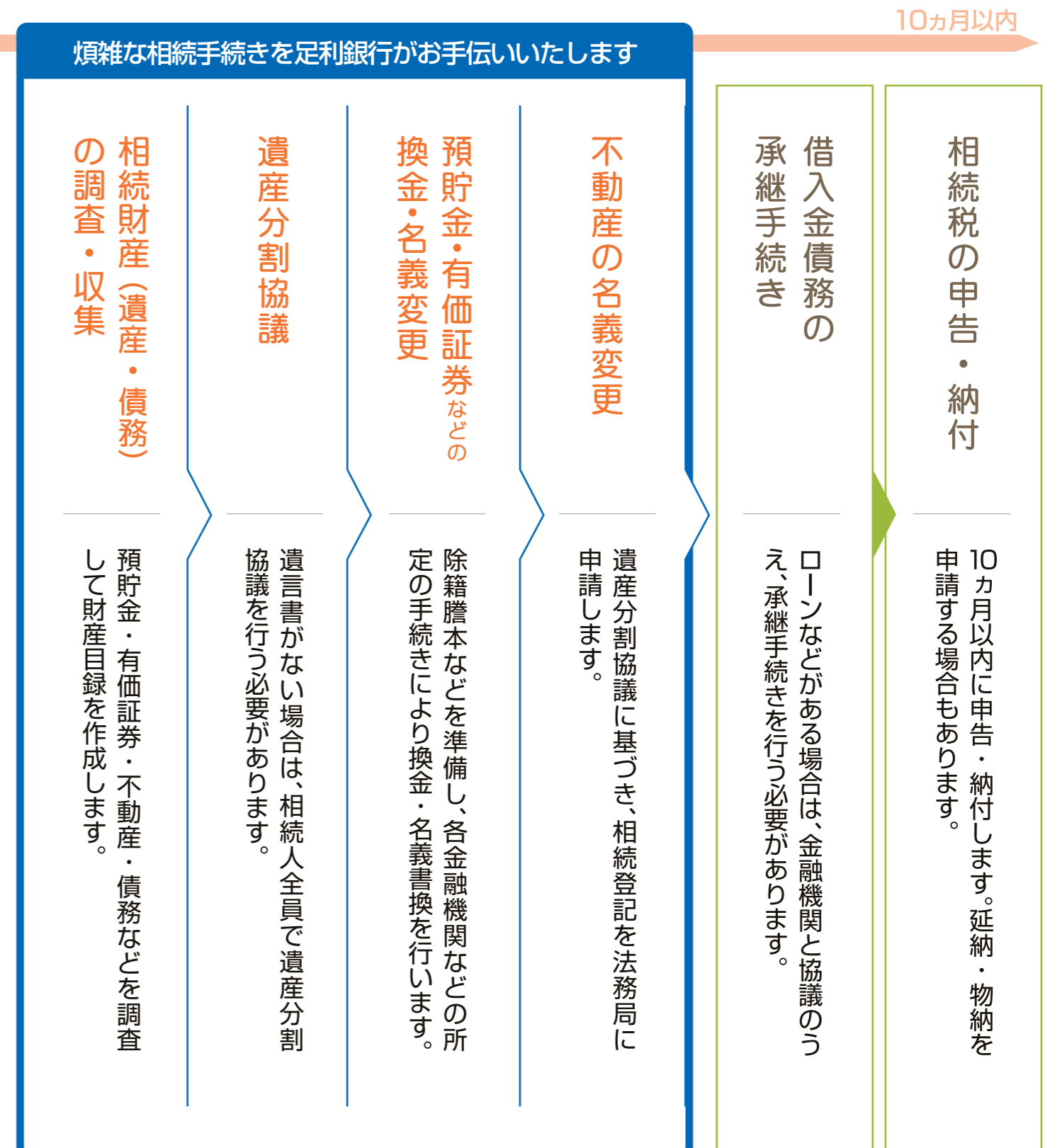


手続きするのが困難と考えている

# 相続開始後の諸手続き・スケジュール



## 煩雑な相続手続きを足利銀行がお手伝いいたします





遺産整理業務は、相続人のみなさまに代わって財産内容の

# 1 委任契約書の 締結

## 事前のご相談

相続人さまの状況、遺産の概要などをお伺いします。



## 必要書類

各々の状況に応じて、必要書類をご準備いただきます。



## 委任契約書

相続人さま全員と足利銀行の間で遺産整理に関する委任契約書を締結します。



# 2 財産 調

## 残高証明書

ご提示いただいた資料をもとに、金融機関などへ残高証明書発行依頼を行います。

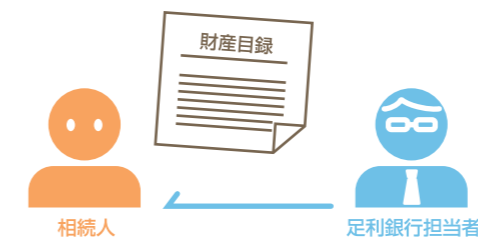
## 財産目録

判明した相続財産について財産目録を作成いたします。

調査・遺産分割手続きなどを行うサービスです。

# 内容を 査

## などの取得



# 3 相続手続きの 実施

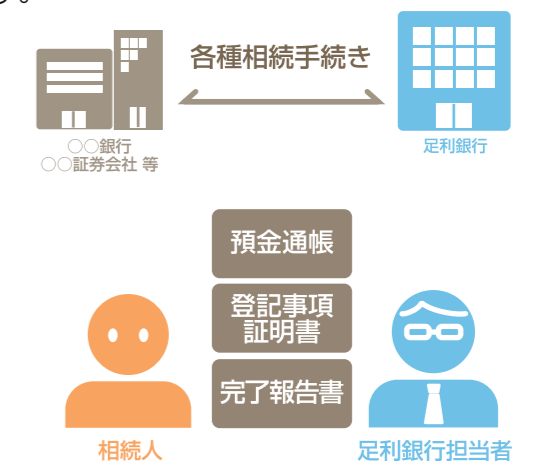
## 遺産分割協議書

相続人さま全員でご協議のうえ、遺産分割協議書を作成いただきます。



## 各種手続き

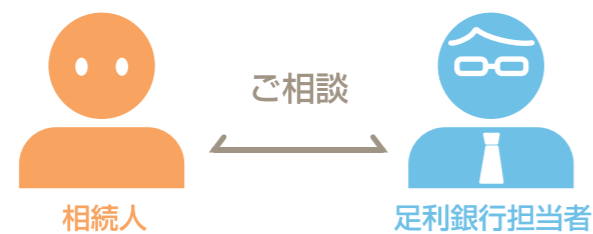
遺産分割協議書に基づき、預貯金の換金などを行います。



# 遺産整理業務の流れ 事前の相談～業務完了のご報告まで

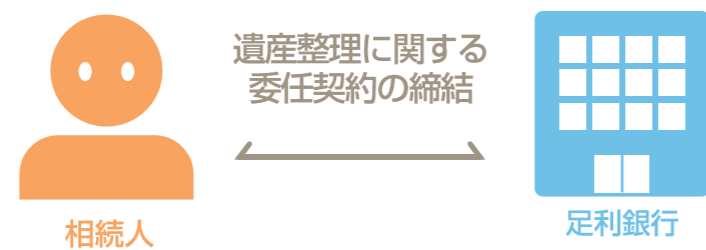
## 1 事前のご相談

相続人全員の状況、遺産の概要、遺言の有無などをお伺いし、相続・遺産分割の実施に必要な書類や手続き、スケジュールなどについてアドバイスをいたします。



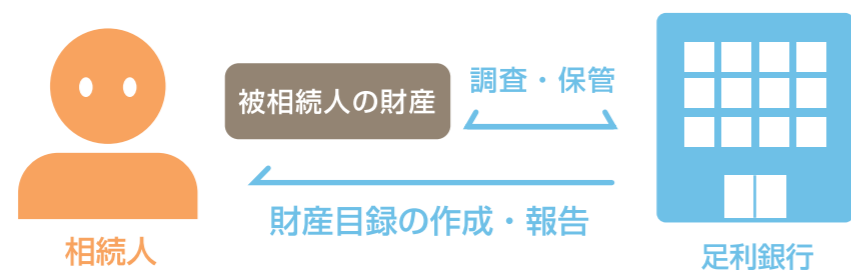
## 2 遺産整理に関する委任契約の締結

相続人の方々と足利銀行の間で遺産整理に関する委任契約を締結します。お引受けする際には、ご遺族の中から相続人代表をお選びいただきます。相続人代表の方のお立場は、相続人全員の代理人となります。当行は相続人代表の方に確認をとりながら手続きを行います。



## 3 遺産の調査・財産目録の作成

相続人の方々にご協力いただき、遺産や債務を調査し、判明した相続財産について、財産目録を作成いたします。また、ご相続人の方々が保管されている通帳・登記識別情報（登記済証）などをお預かりいたします。



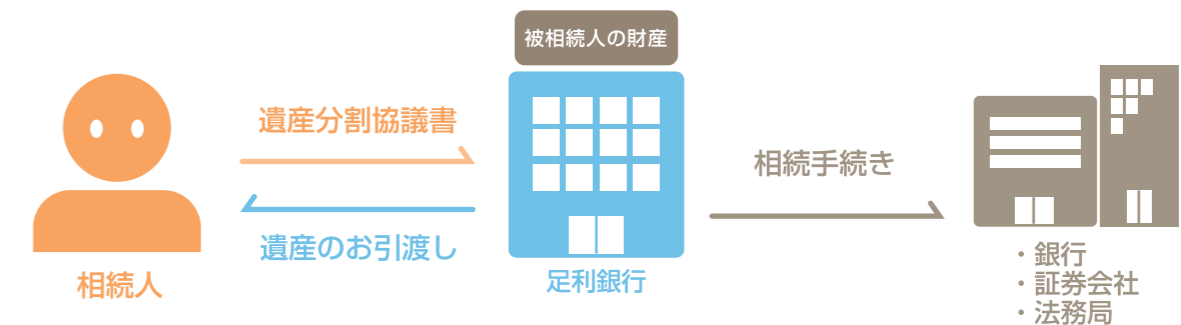
## 4 遺産分割協議に関するアドバイス

遺言書がない場合は遺産の全容が判明した段階で相続人全員でご協議いただき、遺産分割協議書を作成することになります。この遺産分割協議書作成にあたっての記載方法などについてアドバイスいたします。



## 5 遺産分割の実施

遺産分割協議書に基づき、預貯金・有価証券などの換金、不動産等の名義変更手続きを行い、遺産分割を実施いたします。



## 6 遺産整理業務完了のご報告

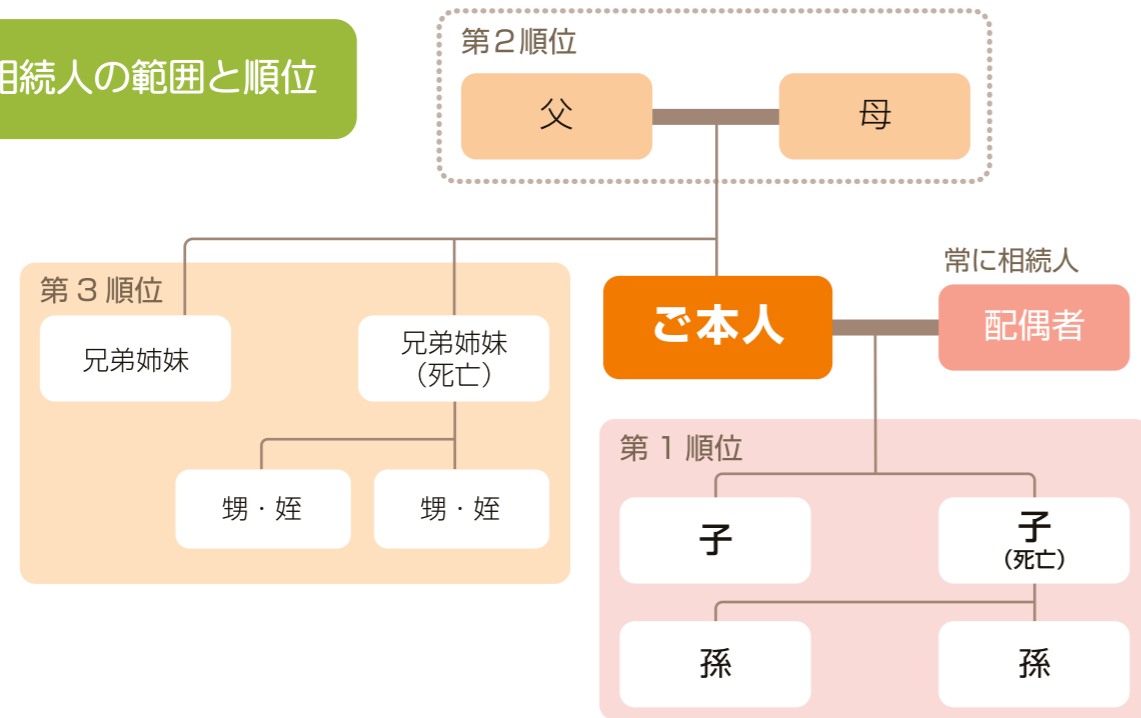
判明した相続財産について、遺産分割手続き実施のうえ、業務完了のご報告をいたします。



# 法定相続人と法定相続分

民法では法定相続人と法定相続割合が以下のとおり定められています。

## 法定相続人の範囲と順位



配偶者	配偶者は血族相続人と同順位で常に一定割合の遺産を相続できます
子(第1順位)	性別、出生順序、既婚、未婚、実子、養子、嫡出・非嫡出の区別なく同順位です
直系尊属(第2順位)	実親・養親、父系・母系の区別なく同順位ですが、親などの近いものが優先されます
兄弟姉妹(第3順位)	全血・半血の区別なく同順位で相続権があります

## 代襲相続

相続人になるはずだった子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合は、その子が死亡した人に代わって相続権を引き継ぎます。これを代襲相続といいます。子の場合は孫、孫も死亡している場合はひ孫と再代襲相続が認められますが、兄弟姉妹の場合は、その子(被相続人にとって甥、姪)に限り代襲相続が認められます。

## 寄与分

被相続人の事業に対する労務の提供や療養看護などにより財産の維持や増加に特別寄与した相続人には、相続人間の協議を経て寄与に相当する価額を加算します。相続人間の公平を図るために導入されています。

## 特別受益者

相続人の中で他の相続人に比べて、被相続人から特別の利益(生計の資本としての生前贈与など)を受けている人がいる場合、これを相続財産に加えて遺産分割を行います。相続人間の公平を図るために導入されています。

民法による法定相続分で分割する場合でも、

「誰がどの財産を取得するか？」は

残された相続人全員の話し合いによって決めなければなりません。また、法定相続分による分割が必ずしも実情に合っていると限りません。話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に調停の申し立てを行います。

## 法定相続分・遺留分

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子(または孫)	配偶者 $\frac{1}{2}$ 子(孫) $\frac{1}{2}$	配偶者 $\frac{1}{4}$ 子(孫) $\frac{1}{4}$
配偶者と父母(または祖父母)	配偶者 $\frac{2}{3}$ 父 母(祖父母) $\frac{1}{3}$	配偶者 $\frac{1}{3}$ 父 母(祖父母) $\frac{1}{6}$
配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者 $\frac{3}{4}$ 兄弟姉妹(甥・姪) $\frac{1}{4}$	配偶者 $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹(甥・姪) 0
配偶者のみ	全部	$\frac{1}{2}$
子(または孫)のみ	全部	$\frac{1}{2}$
父母(または祖父母)のみ	全部	$\frac{1}{3}$
兄弟姉妹(または甥・姪)のみ	全部	0

- 子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。
- 実子と養子、実父母と養父母の相続分は同じです。
- 半血兄弟姉妹(父または母の一方だけを同じくする兄弟姉妹)は、全血兄弟姉妹(父母を同じくする兄弟姉妹)の相続分の1/2となります。
- 相続人がいない場合は、債権者などへの弁済、特別縁故者への分与後、国庫に帰属することになります。
- 遺留分算定の基礎となる財産額は、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に同人が生前に贈与した財産の価額を加え、その中から相続債務の全額を控除した額となります。



# 遺産分割協議の実際

遺言書がない場合には、相続人全員の話し合いにより、どの遺産・債務を誰が相続するかを確定させ、遺産分割協議書を作成する必要があります。

## 遺産の範囲

どの遺産・債務をどのように分割するかを決める必要があります。相続人の方々のご協力を得て、当行が相続財産目録を作成します。これをもとに協議します。

## 特別受益や寄与分の判定

遺産に含めるべき生前贈与額(特別受益)を判定し、これを分割すべき遺産に加えます。また、遺産の維持拡大に貢献した相続人の貢献度(寄与分)を判定し、この寄与分を遺産から抜き出します。

## 成年後見人などの選定

相続人の中に意思能力が十分でない方や、未成年者がおられる場合には、家庭裁判所で成年後見人や特別代理人を選任してもらわなければならない場合があります。

### 〈遺産分割協議書の例〉

<p><b>遺産分割協議書</b></p> <p>0000年0月0日死亡の被相続人の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次の通り、遺産を分割し、取得することを決定した。</p> <p><b>第1条 遺産分割</b></p> <p>1. 相続人〇〇〇〇が取得する財産 (1)〇〇市〇〇町〇丁目〇番 <b>〈土地建物の表示〉</b> (2)前記居室内にある家財一式 (3)後記表示する金融資産の10分の5</p> <p>2. 相続人〇〇〇〇が取得する財産 (1)後記表示する金融資産の10分の3</p> <p>3. 相続人〇〇〇〇が取得する財産 (1)〇〇市〇〇町〇丁目〇番 <b>〈土地建物の表示〉</b> (1)後記表示する金融資産の10分の2</p> <p><b>第2条 債務・費用の負担</b> 被相続人の未払い公租公課、残存債務および遺産整理に伴う費用などは各相続人が均等に負担する。</p>	<p><b>第3条 遺産分割</b> 本協議書に記載なき遺産並びに後日判明した資産、債務は、相続人〇〇〇〇がすべてこれを取得または負担する。 <b>〈金融資産の表示〉</b> 下記の金融機関にて契約中の預貯金・有価証券等を含む一切の金融資産 (1)〇〇銀行〇〇支店 (2)〇〇銀行〇〇支店 (3)〇〇銀行〇〇支店 (4)上記(1)及至(3)以外の被相続人と取引のある金融機関すべて</p> <p>右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため、本書3通を作成し、各自署名押印して各々その1通を所持する。</p> <p>0000年0月0日 相続人 住所 氏名 (実印) 相続人 住所 氏名 (実印) 相続人 住所 氏名 (実印)</p>
--	--

# 手数料など (全て消費税込み)

相続・遺贈財産にかかる当行所定の相続財産評価(消極財産控除前)に対し

<b>A</b> 当行にて契約中の預金・信託商品などの金銭債権および当行が募集・販売した投資信託・国債・金融商品などに対して	<b>0.330%</b>
<b>B</b> 上記 <b>A</b> 以外の財産に対して	
5,000万円以下の部分	<b>2.200%</b>
5,000万円超～1億円以下の部分	<b>1.650%</b>
1億円超～2億円以下の部分	<b>1.100%</b>
2億円超～3億円以下の部分	<b>0.880%</b>
3億円超～5億円以下の部分	<b>0.660%</b>
5億円超～10億円以下の部分	<b>0.440%</b>
10億円超の部分	<b>0.330%</b>

**A、B** 計算後の合計額が手数料となります。

遺産整理業務の最低手数料額は  
上記算出に関わらず1,100,000円といたします。

## 相続財産評価額の例

- ①不動産……固定資産税評価額とします。
- ②金融資産…各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。
  - 口数や基準価額の表示のみの場合は、それらを乗じた金額とします。
  - 非上場株式は、税理士などにより評価額計算が行われている場合はその金額の評価額とし、評価額の算定がない場合は一株あたりの資本金額に株数を乗じた金額を評価額とします。
- ③保険契約に関する権利(生命保険、損害保険)…保険会社による解約返戻金相当額を評価額とします。

## その他諸費用

以下の費用をはじめ、遺産整理業務に必要となる実費はお客さまのご負担となります。

- 相続税申告および準確定申告等にかかる税理士報酬
- 不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料
- 戸籍謄本、固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用
- 預貯金などの残高証明書の発行手数料





大切な相談が  
ここにあります。  
〈あしぎん〉



あしぎん 遺産整理業務 |  SEARCH

詳しくはお近くの店舗、またはホームページまで